

発議第1号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成19年3月23日提出

提出者 高山市議会議員 長 田 安 雄

賛成者 高山市議会議員 蒲 建 一
杉 本 健 三
伊 嵩 明 博
小井戸 真 人
松 本 紀 史
谷 澤 政 司
中 田 清 介
藤 江 久 子
北 村 征 男
松 葉 晴 彦
岩 野 照 和

提案理由

地方自治法の一部改正並びに常任委員会の名称及び所管を変更するため改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会 9人 ア～エ (略) オ <u>会計課</u>の所管に関する事項 カ～サ (略)</p> <p>(2) <u>福祉環境委員会</u> 9人 ア <u>市民環境部</u>の所管に関する事項 イ <u>福祉保健部</u>の所管に関する事項 ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 基盤整備委員会 9人 ア (略) イ <u>水道部</u>の所管に関する事項 ウ (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議にはかつて指名する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会 9人 ア～エ (略) オ <u>会計室</u>の所管に関する事項 カ～サ (略)</p> <p>(2) <u>福祉保健委員会</u> 9人 ア <u>市民福祉部</u>の所管に関する事項 イ <u>保健部</u>の所管に関する事項 ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 基盤整備委員会 9人 ア (略) イ <u>水道環境部</u>の所管に関する事項 ウ (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議にはかつて指名する。<u>ただし、閉会中における委員の選任は、議長の指名による。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。